

## パレスチナ独立に関する諸問題

廣瀬孝文

### Problems of Palestinian Independence Takafumi Hirose

#### SUMMARY

Among several million refugees that exist in various parts of the world today, the Palestinians stand out as a unique existence for the reason that while most of the refugees are concerned with their opportunity to live outside of their homeland, the Palestinians are primarily concerned with their rightful return to the land they have once deserted. Today, they consider their problem is not that of refugees but it is the problem of a nation in search of a nation-state. There are, however, a number of legal as well as political complications in realizing the goal of the Palestinian people especially in their relations with Israel. In this article, the history of the Palestinian people is reviewed briefly before entering into the discussion of legal and political aspects of the problem. Then it is concluded that the most important step that must be taken toward the settlement of the Palestinian question at this point is the involvement of all the concerned parties in the Middle East discussion including PLO and Jordan.

#### はじめに

難民という特殊な人々は、通常祖国を持たないため、国際社会では常に陰の存在となりがちであるが、パレスチナ人の場合、それとは逆に、国際政治の一つの焦点となっている。そのおもな理由は、ほとんどの難民は、前住国外で暮すことを探しているのに対し、パレスチナ人は、合法的に故郷へ帰還する道を求めているからである。従って、彼等は、パレスチナ人の問題は、もはや難民の問題ではなく、民族国家を求める一民族の問題であると考えている。しかし、彼等の目的を達成するには、特にイスラエルとの関係において、多くの法的および政治的難関を突破する必要がある。本稿では、まず、パレスチナ難民の歴史とそれが生じた原因を解明し、理想的な解決策を提案した後に、現実的な問題について、法的および政治的角度から検討する。

#### I. 今日の難民問題とパレスチナ人

最近、大量の難民がインドシナから流出したために、「難民」という言葉を聞く機会が急に増えたが、難民問題自体は、新たなものではない。事実、今日の世界には、700万にものぼる難民が存在し、その

過半数が、ソマリアを始めとするアフリカ各地に散在している。その数約100万というインドシナ難民も無視できないが、パレスチナ難民は、今日、150万に達すると言われている。これらの数は、第二次世界大戦を通して生じたユダヤ系難民の数や<sup>(1)</sup>、1947年のイギリス領インドの分割の際生じた難民の数<sup>(2)</sup>には及ばないが、今日の国際社会が面すべき一つの大きな課題であることには違いない。

難民とは、政治・経済・社会的迫害のために、以前居住していた國の外にいて、永住できる場所を持たない人のことを言う。難民の国際法上の一般的定義は、1951年の難民条約によると、次のようになっている。

「人種・宗教・国籍・特定社会集団への所属、または政治的意見の故に迫害を受けるという十分根拠のある怖れのために、国籍國の外にあって、かつ、国籍國の保護を受けることのできない者、または、かかる怖れのために国籍國の保護を受ける意思を有しない者。または、以前の常居所國の外にあって、かつ、その國に帰還できない者、または、かかる怖れのためにその國に帰還する意思を有しない者<sup>(3)</sup>。」

一般に国際問題として取り上げられる難民の問題は、いかにして彼等の人権を保護するかということに集中される。彼等は、難民となった時点において、それまで居住した國による保護を受けなくなるのであるから、旅行・雇用・結婚・身分証明・社会福祉・教育を始め数多くの日常生活の行為において不自由な身となる。従って、難民を受け入れるに当って、これらの基本的な権利を彼等に保障すると約束したものが、一般に言われる難民に関する国際条約である。

第一次世界大戦以前には、難民とか無国籍<sup>(4)</sup>とかいう問題は、あまり存在しなかったので、この方面での国際法の発展は、見ることができない。しかし、両大戦間に、ドイツやソ連から、大量の人口が追放されたり亡命したりし始めると<sup>(5)</sup>、彼等の取り扱いに関する国際的取り決めが、受け入れ國側の西ヨーロッパを中心としてなされるようになった<sup>(6)</sup>。第二次世界大戦後は、国際連合を中心に難民の救済に関する活動が進められてきたが<sup>(7)</sup>、今日では、1950年に設立された国際連合難民高等弁務官（UNHCR）事務所が、難民を総括的に取り扱うことになっており<sup>(8)</sup>、受け入れ國側は、1951年の「難民の地位に関する条約<sup>(9)</sup>」および補足的な1966年の「難民の地位に関する議定書<sup>(10)</sup>」に基づいて、難民に保護を与えることになっている。ただし、日本は、これらの条約をまだ批准していない<sup>(11)</sup>。

先にも述べたように、難民に関する国際法は、以前在住していた國の外における難民の権利の保護を目的としたものである。これは、人道上最も必要とされるものであるから、その役割は大きなものであり、ほとんどの難民の場合、これらの法を適用することによって、問題は、解決への道をたどることになる。ところが、パレスチナ難民の場合には、全く異質の権利が問題となっており、今日に至てもいまだに解決を見ていない。その権利というのは、以前在住していた地へ帰還する権利と、以前所有していた財産の補償の問題である。これらは、従来の難民に関する国際条約では、全く触れられていない権利なのである。

国連総会は、1975年に、前年に可決された決議に基づいて<sup>(12)</sup>、「パレスチナ人の譲渡され得ない（inalienable）権利を行使するための委員会」を設置した<sup>(13)</sup>。ここで言うパレスチナ人とは、旧イギリス委任統治領パレスチナに住んでいたアラブ人およびその子孫のこと、イスラエル建国や度重な

る中東戦争の結果、イスラエルの支配下にあったり、パレスチナの地以外に住む人々のことを意味する。故郷とができる自分達の国家を持たないため、彼等は、今日、パレスチナ解放機構(PLO)によって代表されている。厳密な意味でのパレスチナ人には、旧パレスチナに住んでいたユダヤ人なども含まれることになり、旧パレスチナにそのまま留まったパレスチナ人は難民ではないが、ここでは、以前パレスチナの住民であって、今日、永遠の故郷を持たないアラブ人のことを、パレスチナ人と呼ぶこととする<sup>(14)</sup>。この委員会が設置される基礎となった国連総会の決議には、「追放されたり剝奪されたりした故郷や財産のある場所へ帰還する譲渡され得ないパレスチナ人の権利」という言葉が使用してある<sup>(15)</sup>。そして、この委員会の報告および提案によると、パレスチナ人の帰還は、二段階に分けて行われるべきで第一段階は、1967年の六日戦争の結果イスラエルによって占領されたヨルダン川西岸とガザ地区から流出した難民の帰還、第二段階は、1947-48年の第一次中東戦争の結果生じた難民のイスラエルへの帰還であるとされている<sup>(16)</sup>。ここで注目すべきことは、委員会は、パレスチナ難民が故郷へ帰還する権利は、当然存在するものだという前提でこの報告をしていることである。しかし、この点こそが、国際法の分野で論争の焦点となるのである。

国連総会は、第三世界の加盟国の数が圧倒的に多いという理由から、民族自決の権利の問題などに関しては、国際法の諸原則として国際社会にすでに定着している慣習よりも先を進む決議を生み出すことが多い。もちろん、それが逆に、新しい国際法の原則を生み出すための刺激となることもあるのだが、国連総会決議と国際法の諸原則との間のギャップは、常に論争の場を提供している。

本稿では、パレスチナ人の前居住地への帰還という問題を、国際法的な観点から検討を始め、それが国際法の範囲から、いかにして政治的段階に発展し、また、どのようにそれらの政治的問題が国際法と絡み合っているかを検討してゆきたい。

## II. パレスチナ難民の歴史

### A. イスラエル建国への過程

ガリラヤ湖からヨルダン川を経て死海に至る一帯を中心とした地域は、古くからパレスチナと呼ばれており、そこに過去三千数百年に渡ってさまざまな歴史が繰り広げられてきたことは、承知の通りである。このパレスチナの地は、ユダヤ人にとってもアラブ人にとっても縁の地であり、それぞれ歴史的根拠のある主張を持っている。しかし、現代のパレスチナ問題の起源は、今世紀に入ってからの事件にある<sup>(17)</sup>。

パレスチナの地は、16世紀初期にオスマン帝国のセリム一世に征服されてから約400年間、第一次世界大戦が終了するまでトルコの支配下にあった。そして、ここには、過去幾世紀にも渡ってアラブ人が住み着いていた。第一次世界大戦が始まってトルコがドイツと共に戦い始めると、イギリスは、トルコ帝国の背後を攪乱するために、1915年6月、メッカの大守フセインに、戦後アラブ国家の独立を認める旨確約し、1916年6月には、遂にトルコに対するアラブの反乱を起こさせた。このアラブ独立の約束を記したのがマクマホン書簡であり<sup>(18)</sup>、アラブと共に戦ったイギリス人は、有名なアラビアのローレンスであった。パレスチナに住むアラブ人の民族意識が高まり始めたのはこのころであ

る。

ところが、戦局が進むにつれて、イギリスでは、ユダヤ人の財力が次第に重要性を帯びてきており、1917年にアメリカが参戦するころには、アメリカのユダヤ人の経済力も無視できなくなってきた。一方、ユダヤ人の間では、1897年にスイスのバーゼルで第1回シオニスト会議が開かれて以来、パレスチナの地にユダヤ人の故郷を築く計画が進められていた。このような状況のもとで、イギリスは、1917年11月、パレスチナの地をユダヤ人の「民族的故郷」にすることを支持するという約束をユダヤ人に与えてしまった。これがいわゆるバルフォア宣言であり<sup>(19)</sup>、先のマクマホン書簡とは全く矛盾するものであった。今日のパレスチナ問題の起りは、ここにあると言ってもよいだろう。

このバルフォア宣言に対して、パレスチナのアラブ人は、1920年12月、ダマスカスで会議を開き、この宣言を非難してユダヤ人の移住に抗議すると共に、パレスチナの独立と、選挙によって選ばれた議員から成る議会を中心とした政府の樹立を目的として戦うことを決議した<sup>(20)</sup>。こうして始まったパレスチナ国家建設のための戦いは、ユダヤ人の国家が成立した後の今日においても、まだなお続けられているのである。

さて、大戦後国際連盟が成立すると、その規約第22条(4)に従って、パレスチナは、イギリスの委任統治下に置かれた<sup>(21)</sup>。すると、アラブの抵抗にもかかわらず、世界中からユダヤ人がパレスチナ目ざして「民族的故郷」を建設するために移住し始めた<sup>(22)</sup>。その勢いは、単に「民族的故郷」を目的とするのではなく、パレスチナの地にユダヤ人の「國家」を既成事実として確立しようとする動きであることは明らかであった。(表1参照)特に、ヒットラーのナチス政権が誕生してから移住は急増し、次第に内部組織も確立し、パレスチナにおけるユダヤ社会は、その国家的要素を強めていった。こうして、イギリスの支援のもとで、イスラエル国家は着々とその基礎を固めていくかのように見えた。

ところが、イギリスにも、外交的弱点があったのである。アラブの領土にあるスエズ運河の安全の確保は、イギリスにとって重要な課題であり、さらにイギリスは、中東の石油も必要としていた。このような理由から、イギリスは、ユダヤ国家の建設の支援を中止して、アラブ側と友好的な関係へと進んでいったのである。こうして、第二次世界大戦が終わる頃には、パレスチナで対立しているのは、一方がユダヤ人、他方はアラブ人とイギリスの連合という形になっていた。その後、相次ぐ武力闘争やテロ事件の結果<sup>(23)</sup>、イギリスは、独自ではこの問題は解決できないと判断して1947年4月、パレスチナ問題を国際連合の手に委ねることにした。

国連は、パレスチナ特別委員会を結成して1947年5月には、11か国から成る調査団を現地に送った。その後、意見はいろいろ対立したが、結局、1947年11月29日、国連総会は、パレスチナを分割する決議を可決した<sup>(24)</sup>。この分割案は、図1にも見られるように、パレスチナをおもにアラブ領とイスラエル領に分けて、エルサレムは、国際管理地域とする構想であった。この決議は、ユダヤ人にとっては

表1：パレスチナにおける人口比の推移

年	総人口	ユダヤ人	ユダヤ人(%)
1914	689.0	84.7	12.3
1919	700.0	58.0	8.3
1922	752.1	83.8	11.1
1931	1,023.7	172.0	16.8
1935	1,261.2	320.4	25.4
1936	1,336.5	370.5	27.7
1939	1,501.8	445.5	29.7
1942	1,135.6	484.4	29.9
1946	1,845.5	608.2	33.0

F. Khouri, *The Arab-Israeli Dilemma*  
(1968) より 単位:千人

圧倒的に有利なものであった。というのは、この決議が可決される約1年前の統計によると、パレスチナの総人口は197万2,559人であり、そのうちアラブ人は136万4,332人、ユダヤ人が60万8,225人であった<sup>(25)</sup>。また、当時パレスチナは、16の行政区に分けられていたが、その15地区においてアラブ人が多数を占めており、16地区の全部においてアラブ人が私有地のほとんどを所有していた<sup>(26)</sup>。このように、ユダヤ人の人口は全体の3分の1にも満たず、ユダヤ人の所有する私有地も全パレスチナの6.5%足らずであったにもかかわらず、パレスチナの56%がユダヤ人に与えられることになったのである<sup>(27)</sup>。この決議は、ユダヤ側にとっては、完璧とは言えないまでも、国家の出発点としては十分なものであった。しかし、アラブ側は、このような決議は全く受け入れることができず、事態は、戦争へと発展していった。

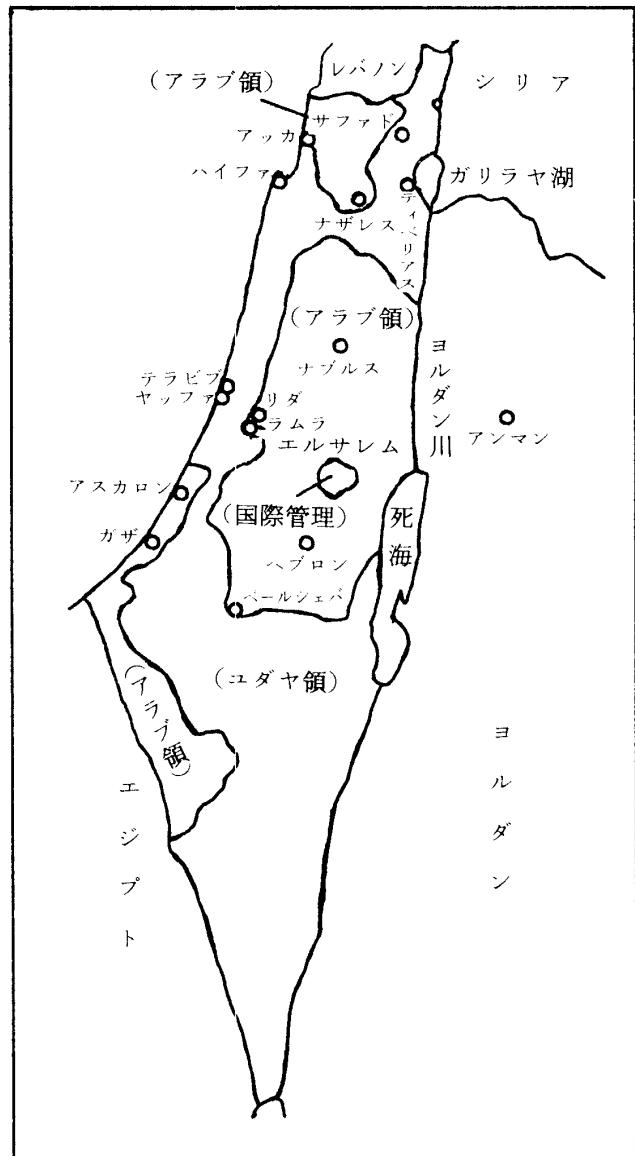
#### B. 中東戦争とパレスチナ難民の流出

パレスチナにおける武力衝突は、1947年11月29日、国連総会による分割案可決と同時に激化した。カイロのアル・アザール回教大学のウレマ（イスラム法学者）が、ユダヤ人に対する聖戦を宣言すると、パレスチナ全土に渡ってユダヤ人に対する暴動が起きた<sup>(28)</sup>。1948年1月には、アラブ義勇軍がパレスチナに入り、2月末までには、完全に優位な立場に立っていた<sup>(29)</sup>。このおもな理由は、イギリスが、パレスチナに対しては武器の禁輸政策をとり、回りのアラブ諸国には武器を供給していたことである。しかし、3月の終り頃に、パレスチナのユダヤ人のもとに密かに武器が運び込まれ、4月に入ってイギリス軍がパレスチナから撤退し始めると、形勢は逆転した<sup>(30)</sup>。

一旦ユダヤ軍が攻勢に出ると、パレスチナのアラブ住民の間に不思議な現象が現れ始めた。それは、アラブ人がほぼ自発的に、しかも完全に、町や村から立ち去って行ってしまったことである。この現象は、パレスチナの至る所で見られたのだが、そのおもな例をとてみよう。

ガリラヤ湖に面するティベリアスの町は、イギリス軍が最も早く撤退を開始した主要都市であるが、アラブ住民とユダヤ住民の間には、時々武力衝突の起きる状態にあった。しかし、4月18日に、イギリス軍が完全に撤退してユダヤ軍が侵入して来ると、激しい戦闘が繰り広げられる代わりに、アラブ人口全体が町から出て行ってしまったのである。そのすぐ北の町のサファドでも、ユダヤ軍の侵入と

図1：1947年の国連分割案



同時に、アラブ住民は、同じように立ち去ってしまっている<sup>(31)</sup>。これらの都市の場合には、アラブ住民は、ユダヤ軍によって強制的に追放されたとも、アラブ人が自発的に退去したとも考えられる。

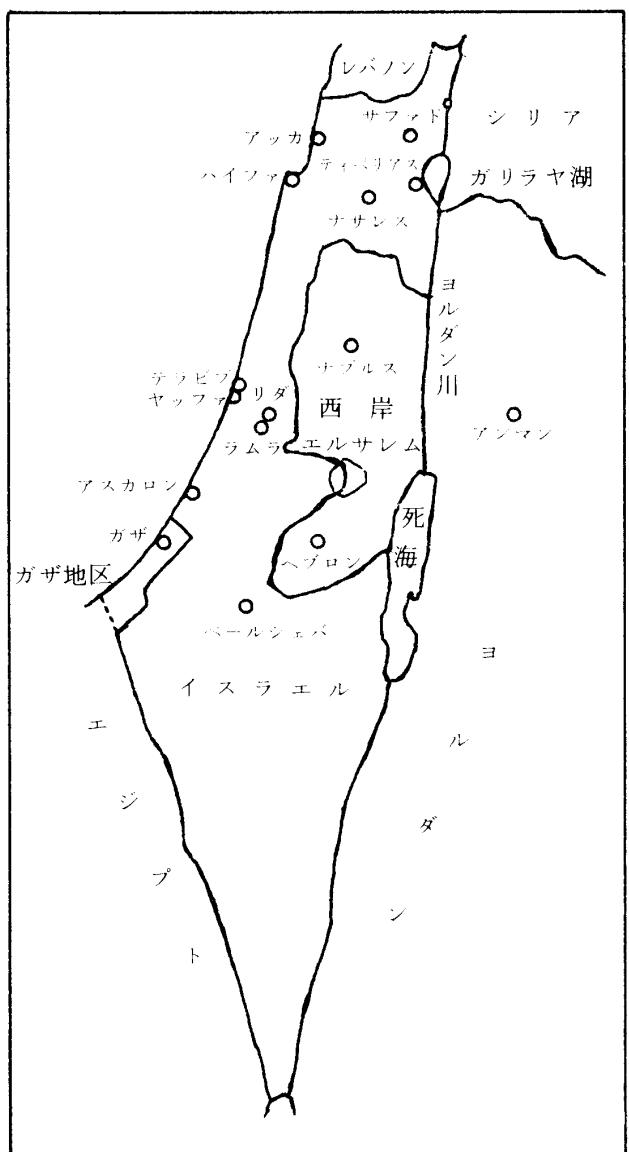
しかし、地中海に面するハイファの場合には、ユダヤ人市長のレビーが、アラブ住民に留まるよう呼び掛けたにもかかわらず、彼等は、自発的に方ち去ってしまったのである。そのいきさつは、次のようにあった。4月18日にイギリス軍が撤退を開始すると、ハイファの町では戦闘が始まり、22日の朝まで続いた。しかし、その朝、アラブ側からユダヤ側へ降伏の条件についての問い合わせがあると、ユダヤ側は、アラブ側が武器を捨て、すべての外国兵を引き渡すという条件を出してきた。そしてアラブ住民は、家を捨てる必要はないとも念が押された。しかし、アラブ側は、そうする代わりに、アラブ住民が安全に町から立ち去れることを要求してきた。アラブ住民は、ユダヤ人の支配下に置かれることを拒み、ユダヤ人がいなくなった時また戻って来ることを誓って町を立ち去った<sup>(32)</sup>。

もう一つの地中海の町ヤッファは、パレスチナでは最大のアラブ人だけが住む町であった。この町に対するユダヤ軍の攻撃は、4月25日に始まったが、28日にイギリス軍がユダヤ軍とアラブ軍の間に入ると、戦闘は一応治まった。そして、5月12日にイギリス軍が撤退すると、そのほとんどのアラブ人は、町を放棄してしまったのである。約7万のアラブ住民のうち、後に残ったのは、4千人以下であった<sup>(33)</sup>。

このようなことが起きた後の1948年5月14日に、イギリスは、パレスチナにおける委任統治を終了して、最後の兵を引き揚げることになった。また、それと同時に、イスラエル国家の独立宣言が行われると、パレスチナ近隣アラブ諸国の軍隊がいっせいにイスラエルへの攻撃を開始し、ここに、国際的な性質を帯びたパレスチナ戦争の火ぶたが切られたのである。しかし、アラブ諸国の軍事力には、いろいろな難点があり、失われたパレスチナの土地を取り戻すことはできなかった。それどころか、イスラエルは、国連分割案より23%多いパレスチナの地を占領してしまい、そこには、以前、70~90万人のアラブ人が住んでいたと考えられるが、あとに残ったアラブ人は、わずか17万前後であった<sup>(34)</sup>。(図2参照)従って、第一次中東戦争後のパレスチナ難民の数は、50~60万人と推定される。

しかし、この50~60万という数のパレスチナ難

図2：第一次中東戦争後第三次中東戦争まで



民は、すべてが第一次中東戦争の結果生じたと言うことはできない。なぜなら、前にも述べたように、国連における分割案可決の1947年11月から、1948年5月に「本番」の中東戦争が始まるまでの間に、すでに30万人前後のアラブ人が家を失っていたからである。一説によると、このような難民の出たことが、第一次中東戦争の原因になったとも言われている<sup>(35)</sup>。すなわち、パレスチナ人は、パレスチナの外で組織化して、他のアラブ諸国の力を借りて、パレスチナの土地を取り戻すことを意図していたとも考えられる。事実、そうであったかも知れないが、結果は、アラブ側の敗北に終り、彼等自身は、難民となってしまったのである。このような意図があったであろうということは、第一次中東戦争から今日に至るまで、パレスチナの地に戻るという一貫した目標を実現しようとする動きが、常に見られることからも推測できる<sup>(36)</sup>。

このように、アラブ人が自発的にパレスチナの地を去ったという定説が成立すれば、彼等が、今日イスラエルとなっているパレスチナの地へ戻る権利を主張する立場が弱くなるであろうし、正当な賠償も要求できなくなる。この点に関しては、戦略の一環として、アラブ指導者達がアラブ住民を移動させたという自発的亡命説と、ユダヤ人がアラブ人を追放したという強制的追放説とで、見解の対立が見られる。では、なぜ大量のアラブ人がパレスチナの家を捨てることになってしまったのか、その理由を、できるだけ客観的な立場から検討してみよう。

### C. パレスチナ難民流出の原因

外部から見れば不思議とも思われるようなこのパレスチナ人の大移動を説明するには、まず、当時のパレスチナにおけるアラブの社会体制を見る必要がある。当時のパレスチナは、イギリスの委任統治下にあり、いわばイギリスの植民地で、パレスチナの政治経済に関する重要な地位は、イギリス人と少数のアラブ・エリートによって占められていた。一方、新しく形成されつつあるユダヤ社会では、国家と呼ぶにも等しい内部組織が築き上げられていた。ところが、1947年11月29日にパレスチナ分割決議が国連総会で可決されると、まず大移動の第一波として、約3万人の上流および中流階級のアラブ人が、安全な場所を求めてパレスチナを去ってしまったのである<sup>(37)</sup>。それに続いてイギリス人が撤退を開始すると、パレスチナのアラブ社会では、経済および行政の上で、一種の麻痺状態が起きてしまった。このように指導者を失ったアラブ社会では、情報組織も崩壊し、うわさやデマが飛び交うようになり、住民の不安が募り始めた。そして、アラブ・ゲリラ側の攻勢なうちはまだよかつたが、ユダヤ軍の勝利が伝えられ始めると、パレスチナを去るアラブ人の数は、次第に増加していったのである。

このような中で、パレスチナのアラブ人の恐怖が最高潮に達したのは、おそらく、デイルヤシンの大虐殺が報じられたときであろう。1948年4月9日、ユダヤ軍は、デイルヤシンという小さな村を攻撃した。その後、ユダヤ当局は、アラブ人の死者は一人であったと発表したが、その翌日、赤十字の代表がその村を視察してみると、女・子供を含む約250のアラブ人の死体を確認することができた。このようなことは、以前のパレスチナにおけるユダヤ人とアラブ人との関係においては、考えにも及ばない行為だったので、これは、新しく移住したユダヤ人が、アラブ人をパレスチナの地から撲滅するための一般的手段になると解釈するアラブ人も出てきた<sup>(38)</sup>。それにも増して、アラブの情報筋は、

この事件を必要以上に誇張して伝えた。たとえば、アラブ系のラジオは、大虐殺の発見から48時間の間絶え間なくこの事件を細部に渡って放送し、時には想像も交えて、今後ユダヤ人はどのような残忍なことをするかも知れないし、また、そうするであろうとも伝えた<sup>(39)</sup>。このように、アラブ人自身が、同胞の恐怖心を必要以上に大きくする行為に出たのも、パレスチナ脱出の一つの原因であるようと思われる。

しかし、アラブ人の恐怖を募らせたのは、単にアラブ側の誇大報道だけではなかった。ユダヤ側も、これに劣らず、アラブ人を脅かすための心理作戦を用いたようである。イスラエルの独立宣言の中には、「イスラエル国家におけるアラブ住民は、完全かつ平等な公民権に基づき、治安を維持し、国家の発展においてその役割を果たす」よう求めているが<sup>(40)</sup>、できるだけイスラエルの中のアラブ人の数が少ない方がよいという願望は、第一次中東戦争の前後に、はっきりと表れていたようである。たとえば、前に述べたハイファの場合、アラブの指導者が町を放棄するとはっきり宣言し、ユダヤ側の市長は町に留まるよう少なくとも表向きは呼び掛けていたにもかかわらず、ユダヤ軍の宣伝車は、間もなく戦闘が開始されるであろうということと、その前にユダヤ軍はアラブ人を「アラブ領」へ安全に護衛する旨を、スピーカーでふれて回った<sup>(41)</sup>。また、最初の休戦があった後に戦闘が開始された時には、特に、リダとラムラの町に住む約6万人のアラブ人に対して、イスラエル軍は、脅迫するような形で立ちのきを強く勧めた<sup>(42)</sup>。こうした、アラブ住民を追放するための一貫したユダヤ側の政策は、どの記録を見て認めることはできないが、事実上このような政策が、至る所で適用されていたのではないかと考えられる。

このように、大量のパレスチナ人が、確固たる理由もなくパレスチナから去ってしまった理由を総括して、ベルは、「パレスチナ・アラブ社会の構造は、広がりつつある恐怖の中で、自分達の安全を確保するには、あまりにも弱すぎた。ただ、ばく然とした脅迫のために、アラブ人の誇りと自信は、崩壊してしまったのである」と述べている<sup>(43)</sup>。そして、サイクスは、この説を裏付けるかのように、しっかりしたアラブの指導者がいて、「パニック的な脱出をすることを拒否した地域では、その住民は、何の害をも被ることがなかった」と言っている<sup>(44)</sup>。今日のイスラエルでは最大のアラブ人都市のナザレスが、そのよい例であろう。こうして見ると、パレスチナでの多くの場合、迫害の事実の結果難民が生じたのではなくて、迫害が起こるであろうという想像から生まれた恐怖の結果難民が生じたと言ってもよいであろう。迫害を実際に経験していないのならば、故郷への帰還を望むのは当然である。迫害の事実がなくて、自発的に故郷を捨てて、その結果財産を失ったというのならば、帰還とか、補償を受ける権利は、まず無いと見なければならない。しかし、自然増加の結果150万人にも達すると言われているパレスチナ人のために、法的に無理ならば政治的にでも、永住の地を見い出すことは、当然のことであると考えられる。

### III. 国際法における難民帰還の権利

パレスチナ難民が自分達が故郷とみなすパレスチナへ帰還しようとしても、そこにイスラエルという国が存在する以上、パレスチナへの帰還ではなくてイスラエルへの帰還という形にならざるを得ない。

い。しかし、そこには、イスラエルという国家の主権を行使する権利があって、外国人の入国や帰化に関する法律を設けることができる。従って、もし、パレスチナ難民のイスラエルへの帰還に合法性を求めるのならば、国内法よりも高い地位にある国際法の中にその原則を見い出さなくてはならない。ところが、承知の通り、今日の国際法には、難民の前居住国へ帰還する権利に関する原則が存在しない。

難民にとってマグナ・カルタであるとさえ言われた1951年の難民の地位に関する条約でも<sup>(45)</sup>、難民に関する無差別主義（3条）、宗教の自由（4条）、動産・不動産に関する権利（13条）、著作権・工業所有権の保護（14条）、結社の権利（15条）、出訴権（16条）、雇用・自家営業・自由業の権利（17～19条）、住宅・公教育・社会保障などを受ける権利（21～24条）などの、受け入れ国の中における難民の権利を保障するものであって、難民の帰還に関する問題とは一切関係がない。その理由は、世界の難民問題の焦点は、いかにして、難民が前居住国に帰らなくても人間的生活が営めるかということであって、いかにして、逃げ出さなければならなくなってしまった生活環境へ戻るかということではないからである。ここに、パレスチナ難民のユニークさが見られるのである。

では、その他の国際的取り決めの中に、難民の帰還に関する箇所を見い出すことはできないのだろうか。このような場合、当然考えられるのが、「戦時における文民の保護に関する1949年8月12日のジュネーヴ条約(第4条約)」である<sup>(46)</sup>。しかし、まず注意しなければならないことは、イスラエルは、この条約の批准国であるが、この条約は、1950年10月21日に効力を発生したものであるから、1947年から1948年にかけてパレスチナで起きた事件には、適用されないとということである。従って、ここでは、パレスチナ難民の問題としてではなく、一般的な難民の問題として、もし、パレスチナに似た問題が他に起きたとしたらどのように適用できるであろうかという観点から検討を進める<sup>(47)</sup>。

このジュネーヴ第4条約の中で重要な部分は、第26条、45条、49条の3箇所である。まず、第26条には、「各紛争当事国は、戦争のため離散した家族が相互連絡を回復し、できれば再会しようとする目的で行う搜索を容易にしなければならない」とある。これを広い意味で解釈すれば、家族が再会するためには国境を越えることが許されなければならない、難民の帰還の可能性も含まれることになる。しかし、この規定はあくまでも家族の再会を目的としたものであり、その再会が必ずしも前居住国で行われなければならないとはされていないし、たとえそこで再会できても、そこに定住する権利については、何も定められていない。

第45条と49条は、難民全体を対象としていないが、強制的に移送または追放された文民を対象としている。第45条では、紛争当事国の領域内にある外国人を、この条約の締約国以外へ移送することが禁止されており、敵対行為の終了後、前居住国への帰還を妨げることも禁止されている。また、第49条では、占領地域において、やむを得ない場合に占領地内の別の場所に一時的にそこの住民を移送する時以外は、被保護者を占領地外へ強制移送することが禁止されている。そして、たとえ占領地域内の他の地区に移送された場合でも、敵対行為が終了次第、すみやかに各自の家庭に戻ることが許されなければならない。要するに、どのような条件のもとで、どのような手段で、どこへ強制送還されようとも、敵対行為が終れば、すべてが自分の家に帰る権利を持っているというのが、これらの規定の

主旨である。こうして見ると、ジュネーヴ条約の諸原則が、パレスチナ人の主張をある程度まで支えるように考えられるが、実際には、もっと複雑な問題がある。

まず第一に、難民が強制移送の結果生じたものであるということが、証明できるかどうかが疑問となる。事実、多くの難民の中には、高い金額を支払って国外脱出の手段を買った者さえいる。パレスチナの場合、短期間のうちにまた戻って来るという意図で、自発的に家を捨てた者がほとんどであった。もし、当事国が、本当に強制的に住民を追放したとしても、その事実を認めるような国は、まず無いといつてもよいであろう。このような理由から、これらの規定が、難民の帰還の権利の主張に有利なように適用される可能性は、ごくわずかしかないとと言えよう。

次に、ジュネーヴ条約を1948年の中東戦争に当てはめて考える場合、この紛争がどの程度国際的な性質を帯びていたかが問題となる。もちろん、この戦争は、新しくできたイスラエルという国家と、その周辺のアラブ諸国との間の国際的な戦争であったのだが、パレスチナ難民に関する限りは、旧イギリス委任統治領パレスチナの中で起きた、ユダヤ人とアラブ人の対立の結果生じた問題である。このように、国際法の盲点ともなるような部分にパレスチナ人の問題はあるのである<sup>(48)</sup>。

このジュネーヴ条約の保護の対象となりうる者は、主権国家の中に存する外国人か、主権国家によって占領されている地域の住民でなければならないが、第一次中東戦争の際、主権国家の存在が、どの程度明確であったかということが問題となる。国家が成立するためには、領土・人口・責任ある政府・独立性の四つの条件が満たされなければならないが、1947~48年のパレスチナでは、これらに関して不明瞭な点が多かった。アラブ側には、これら四つの条件が全く欠けており、イスラエル側も、最も重要な領土に関してはっきりしていなかった。もちろん、1947年の国連分割案でユダヤとアラブの領土が決められていたが、それが総会において可決された日に、その形の二つの国家が誕生した訳ではなかった。事実上のイスラエルの国境は、第一次中東戦争が休戦になった時初めて成立したのである。従って、パレスチナ難民は、イスラエルにいた時は外国人であったのかどうかということと、イスラエルが占領した地域は、外国の一部であったのか、それとも自国の領土であったのかということが、この問題をジュネーヴ条約の枠の中で考えるに当たって、明確にする必要があるのだが、それは、不可能と考えられる。

こうして、さまざまな角度から見た結果、パレスチナ人にとって、旧パレスチナへ帰還する権利を主張するための法的根拠を見い出すことは、非常に難しいという結論が出てくる。もし、法的に解決できない問題は、政治的解決の試みがなされるのが順序である。では、パレスチナ人が、国連連合という武器を使って、政治的解決への道を、いかに進んで行ったかを見ることにしよう。

#### IV. パレスチナ難民からパレスチナ民族へ：国連総会決議の変遷

厳しい東西対立のために、とうてい国連には介入することのできない国際問題が数多くある中で、パレスチナ問題が、その発端から今日に至るまで、国連における討議の対象となってきたことは、冷戦からの隔離という意味では、幸運であったと言わざるを得ない。その歴史は、国連総会における多数派の推移という、大きな潮流に流されて今日に至ったものもある<sup>(49)</sup>。では、パレスチナ問題に関

する考え方が、どのように国連総会において変化してきたかを見てみよう。

#### A. パレスチナ難民の国際的認識：1948年12月11日の国連総会決議194号<sup>(50)</sup>

とかく国際政治の陰にあって、比較的無視されがちな難民が、パレスチナ人の場合最初から国連によって取り上げられることになった理由は、パレスチナ難民が生じる以前から国連が中東問題に関与していたからであった。そして、パレスチナ人の帰還の問題が、最初から強い関心の的となつたことは、パレスチナ人の問題は、単なる難民の問題だけではないということを示すものであった。

初期における国連によるパレスチナ問題の調停活動は、後にイスラエルのテロ分子によって暗殺されたベルナドット伯爵を中心に行われていた。彼は、暗殺される前に国連総会に対して報告書を提出していたが<sup>(51)</sup>、その報告書に基づいて可決されたのが、1948年12月11日の国連総会決議194号である。この決議は、15項から成り、そのおもな目的は、調停委員会を設置して、アラブ・イスラエル間の調停を推し進めることであったが、第11項(1)には、パレスチナ難民について次のように書かれている。

「故郷に帰り、隣人と平和に暮らすことを望む難民は、実行可能な限り早い時期にそうすることが許されるべきであり、帰還しない方を選択した者に対しては、財産の損失もしくは損害に対する補償を、国際法の原則あるいは衡平法に従って、責任ある政府または当局によって支払われるべき旨を決議する。」

国連総会の決議は、総会の意向を表現するものであつて、加盟国に対する束縛力はないが、これに対する当事国の反応は、意味深いものである。この決議に対するパレスチナ人の態度には一貫性が欠け、ある時は、これは、法的に無意味なものであると主張し<sup>(52)</sup>、ある時は、パレスチナ人の権利の根拠となるものであるとも主張した<sup>(53)</sup>。アラブ諸国による最も一般的な解釈は後者の部類に属し、その例は、国連シリア代表のトメによる次の言葉に最もよく表れている。

「1948年12月11日の総会決議194号第11項(1)の内容は、難民が故郷へ帰る権利と、帰還を望まない難民に対する補償と、財産の損失または損害に対する補償の二種類の補償を受ける権利とを承認するものである。第11項によれば、これらの権利は、国際法の原則または衡平法に基づいて遂行されるべきものである<sup>(54)</sup>。」

この中で、トメは、「権利」という言葉を3回も使用している。すなわち、(1) 難民が故郷へ帰る権利、(2) 難民が補償を受ける権利、(3) これら両方の権利は、国際法の原則または衡平法の対象となるという点である。しかし、この解釈は、二つの点で総会決議の内容から逸脱したものである。まず第一に、総会決議の中には、「権利」という言葉は一度も使われておらず、単に「……されるべきである」という内容になっている。第二に、決議の中では、国際法の原則や衡平法は、補償に関してのみ適用されるとあるが、トメは、難民の帰還に関しても適用されると解釈している。時と共に、このような極端な解釈が多数派の意見を占めるようになってくるのだが、当時このようなアラブ側の態度が、イスラエル側の意見と対立し、後のロザーンヌ議定書の不成功<sup>(55)</sup>にもつながっていったのである。

一方、パレスチナ人の政治機関は、イスラエルという国家そのものが不法な存在であるという見地から、この決議は、イスラエルの存在を認めた不法なものであるとして、全面的に拒否する態度をとった。パレスチナで生まれ育ってきたアラブ人にとっては、彼等の持つパレスチナへ帰る権利は譲渡す

ることのできないものであり、それは、選択によって決められたり、許可によって与えられたり、取り引きの対象とされるようなものではないのである<sup>(56)</sup>。

しかし、イスラエルの態度は全くその反対で、アラブ諸国がイスラエルに対して敵対行為をとり続けるのならば、パレスチナ難民の帰還の問題は、全く取り上げる意志がないということを明らかにした。後に、2度目のロザーンヌ会議の時(1949年7～9月)、アメリカから圧力が掛かると、イスラエルは、イスラエルの敵国と接触を持つことができない地域で、しかもイスラエルの経済計画に合う条件のもとで、10万人のパレスチナ難民が帰還することに合意した<sup>(57)</sup>。しかし、アラブ側は、これに満足せず、結局物別れに終ってしまった。このように、イスラエルがパレスチナの主権を持っており、最終的にイスラエルが決定権を有するということは、以後、パレスチナ問題におけるイスラエルの立場を、強固なものとしとゆくことになるのである。

国連総会決議194号の結果、具体的な結果は何も生まれなかったが、パレスチナ難民には、何らかの形で故郷に帰る機会が与えられるべきであり、失われた財産については、補償を受けるべきであるという国際的認識がされるようになったことは、一つの成果であったと言ってもよいであろう。

#### B. パレスチナ難民の権利の確立

国連総会決議194号が1948年に可決されてから、1967年の「六日戦争」とも呼ばれる第三次中東戦争に至るまでは、いかにしてパレスチナ難民の永住の地を見い出すかということが問題となり、数多くの決議が総会で可決された。1951年の総会決議513号<sup>(58)</sup>以来、1968年までの決議のおもな内容は、パレスチナ難民が、その他のアラブ諸国で定住できるよう、公共事業が国連の手でなされるべきであるというものであった<sup>(59)</sup>。

こうした動きの中で、国連による大掛かりな公共事業までには至らなかつたが、特定のアラブ諸国は、この考えに好意的な態度を示した。たとえば、ヨルダンは、パレスチナ難民に市民権を与え、クウェートは、何万人ものパレスチナ人労働者と技師を油田で雇用し、サウジアラビアやアラブ首長国では、行政・商業・専門職において重要な地位につく機会が与えられた<sup>(60)</sup>。

しかし、各種の理由から、パレスチナ難民を吸収することを拒否したアラブ諸国も多かった。エジプトを始めとする非産油国では、失業率は高く人口増加が著しい。キリスト教徒とイスラム教徒が対立しているレバノンでは<sup>(61)</sup>、イスラム教徒であるパレスチナ人自身が内乱に介入しているため、平和的にその社会に吸収されるのは不可能である。また、故郷を失った少数民族は、自然に高度の教育を身につけ、勤勉で、財力も豊かになってくるものだが、パレスチナ人の場合も例外ではなく、アラブのユダヤ人とも呼ばれ、他のアラブ人から特別な目で見られるようになってきている。このような理由から、パレスチナ難民全部を他のアラブ諸国に永住させるという国連案には、おのずから限界があるということが明らかになってきたのである。

1967年に六日戦争が起き、イスラエルが、さらに広大なアラブ領を占領すると(図3)，国連内での動きは一転した。それは、それまでの妥協的なアラブ側の態度が、極端な、イスラエル国家存在の全面的否定へと変化したことであった。1967年にパレスチナ人の代表が国連総会の特別政治委員会に招かれて、国連のパレスチナ分割案を始め、それまでの国連決議はすべて、国連憲章や世界人権宣言、

植民地独立付与宣言などに反するものであるという極端な演説を行い<sup>(62)</sup>、1968年の総会でアラブ諸国が、パレスチナ人の「合法的な権利と民族自決の権利」を主張し始めると<sup>(63)</sup>、1969年には、遂に、パレスチナ人の「権利」を認めた総会決議が可決されたのである。

ここに始まる一連の総会決議の第一番目の2535号B（1969年）には、パレスチナ難民が生じた理由は、国連憲章と世界人権宣言に違反して、パレスチナ人の持つ譲渡し得ない権利が無視されたからであると記された<sup>(64)</sup>。1970年の総会決議では、「パレスチナ民族（the people of Palestine）」という言葉が初めて使われ、彼等の民族自決の権利もここに認められた<sup>(65)</sup>。引き続き、1971年にも1972年にも同じような決議が可決され、1973年の総会決議3089Dでは、パレスチナ難民の権利が、次のような、最も総括的な内容で表現されるに至った。

「1948年12月11日の総会決議194号で承認され、それ以来、総会によって繰り返し

確認してきたパレスチナ・アラブ難民の故郷へ帰る権利と、財産の補償を享受することは、難民問題の公正な解決を達成し、パレスチナ民族が民族自決の権利行使するためには、欠くことのできないことである<sup>(67)</sup>。」

この表現は、先に可決され、中東問題の最も基本とされている、1967年の安全保障理事会決議242号<sup>(68)</sup>に見られる「難民問題を公正に解決する必要性」という言葉より遙かに具体的で強い表現であった。こうして、第四次中東戦争の頃には、以前、国際法では何の注目も受けていなかった難民の帰還する「権利」が、数多くの国連総会決議を通して、当然与えられるべきであるという国際通念が成立していたのである。

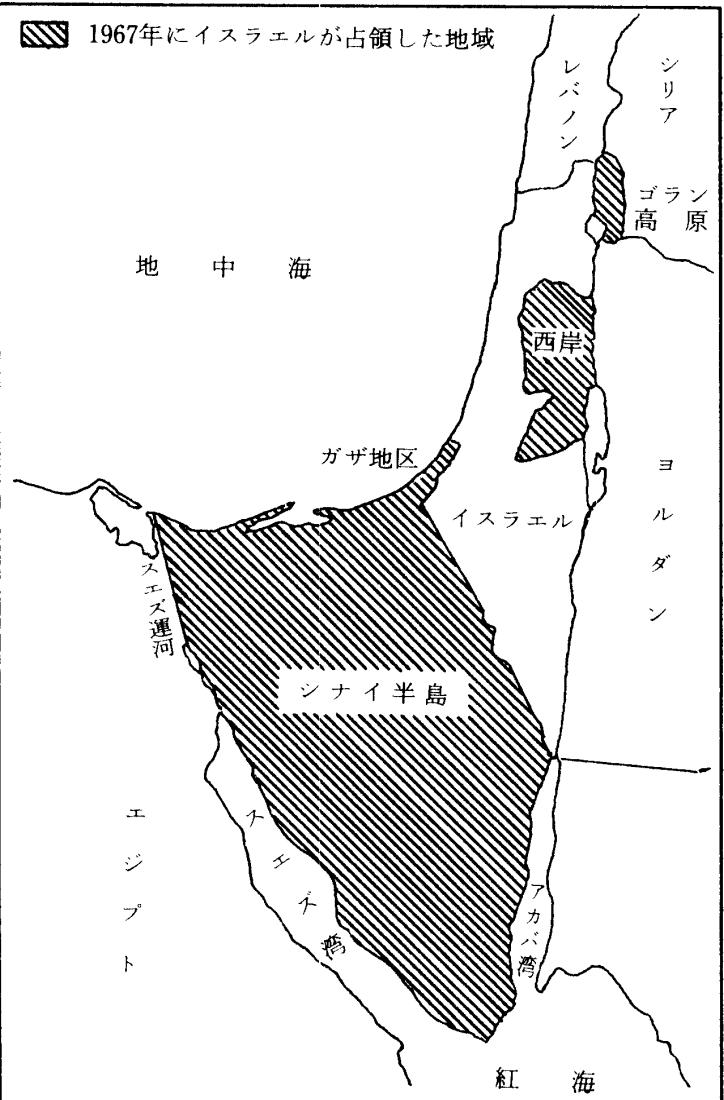
### C. パレスチナ人の権利とイスラエルの主権

国連総会において、パレスチナ人の権利の主張が最大の範囲で認められたのは、第四次中東戦争の翌年、1974年の総会決議3236号であった。この決議のパレスチナ人に関する部分は、次の通りである。

「総会は、

1. パレスチナにおけるパレスチナ民族の譲渡され得ない権利を再確認し、その権利には次の事

図3：第三次中東戦争直後の中東



項が含まれることを認める。

- (a) 外部から干渉されない民族自決の権利。
- (b) 民族独立と主権の確立。

2. さらに、彼等が追放された故郷や、剝奪された財産を再取得する譲渡され得ない権利を再確認し、それらの返還を要求する<sup>(69)</sup>。」

これと同じ内容の決議が、1975年の総会でも可決されているが<sup>(70)</sup>、まず注目すべきことは、「難民」という言葉が使われなくなったことである。これは、パレスチナ人の問題は、単なる難民の問題ではなくて、基本的な権利を奪われてしまった一民族の問題であるということを意味し、国家として存在することを否定されたパレスチナ人は、植民地主義の支配下にあったアジア・アフリカなどの諸民族と同じ扱いを受け、同じ権利を有する意味を含むものである。こうして、パレスチナ人は、単なる難民から、一民族へと、国際的地位を高めていったのである。

さらに重要な点は、民族の「独立」という言葉が使われていることである。この言葉は、いろいろな意味に解釈できるが、第四次中東戦争までは、アラブ諸国やパレスチナ人は、イスラエルの国家が消滅すると共に新しいパレスチナ国家が生まれるという考えを貫いてきた。このような考えは、故郷を奪われたパレスチナ人から見れば当然とも言えるだろうが、国連加盟国であるイスラエルの主権を危険にさらすことであることから、国連全体としては、そのような考えには同調できなかった。しかし、第四次中東戦争の結果、イスラエルの国家的存在そのものを抹殺することは、アラブ諸国にとっては不可能なことであることが判ると、より現実的で妥協的な考えが表れ始めた。それ以前から、イスラエルの存在を認めた上でパレスチナ自治州を形成するという柔軟な考えを持ったヨルダンのフセイン国王や、現実的な立場から外交を行い始めたエジプトのサダト大統領の行為は、アラブ諸国は、もはや、イスラエル打倒を目的とはしていないということを示していた。このように、パレスチナ民族の独立が、直接イスラエルの独立を脅かす危険がなくなったと見た国連は、総会決議の中に「独立」という言葉を使用しても、比較的安全であると判断したに違いない。

しかし、これらパレスチナ人の権利を認めた総会決議が、イスラエルの主権を侵すことが全くない内容のものであるとは言い切れない。この決議によれば、追放されたパレスチナ人は、イスラエルが何と言おうとも、自分が故郷とみなす旧パレスチナのどの地域にも自由に帰還する絶対的な権利を有することになる。これだけでも国連憲章第2条(1)の主権平等の原則と、(7)の国内事項不干渉の原則に反するものであるが、さらに、これらの決議は、パレスチナ人は、独立した民族としての存在を追求する目的でイスラエルへ入国する権利を持つものであるとしている。これは、明らかにイスラエル国家の主権を否定する行為であり、おそらく、国連総会が、その加盟国の独立を否定する行為に最も近い例であろう。

もちろん、すべての国連加盟国が、このようなイスラエルの主権を脅かす決議案に賛成した訳ではない。西側を中心とする諸国は、これらの表決において反対または棄権しており、その理由は、これらの決議案の内容は、すべての加盟国の権利を平等に認めているものではないということであった<sup>(71)</sup>。それにもかかわらず、総会の多数は<sup>(72)</sup>、パレスチナ民族の権利を重視し、イスラエルの権利をある程

度犠牲にしても、パレスチナ民族の独立国家が認められるべきであるという国際通念を作り上げていったのである。

この国際世論が頂点に達したのは、1976年1月の安全保障理事会であった。PLO代表の意見も含む約2週間の討議<sup>(73)</sup>の後、理事会は、「パレスチナ民族は、国連憲章に従って、パレスチナに独立国家を設立する権利を含む、譲渡し得ない民族自決の権利が行使できるよう取り計らわれるべきである。」という内容の決議案を投票に掛けた<sup>(74)</sup>。この案は、6か国によって発議され、賛成9、反対1、棄権3、欠席2で、反対の1票がアメリカの拒否権の行使であったため否決された<sup>(75)</sup>。しかし否決されたとは言っても、この決議案の内容は、多数の国の意見を代表するものであったことは否定できない事実である。将来、このような形でパレスチナ問題の決着がつくのかも知れないが、ユダヤ人の政治力の強いアメリカにとっては、この時点では受け入れることができなかったのである。

パレスチナ人の権利を優先するあまりに、イスラエルの存在が犠牲になつてはならない。また、パレスチナ人、イスラエル、および隣接するアラブ諸国の三者の要求を全面的に含む解決策は、おそらく無いであろう。では、どの程度の妥協案が、三者にとって最も納得のできるものであろうか。

## V. パレスチナ問題の理想的解決策

### A. 前提となるパレスチナ国家の設立

パレスチナ人が、単なる難民ではなくて、一つの民族としての国際的認識が得られるよう努力したのは、民族の主権を行使することのできる独自の国家を建設するという最終的な目的があったからである。従って、パレスチナ人が永住できる土地は、単なる自治区ではなくて、独立国家という形でなければ、彼等には納得できないであろう。母国を持たない放浪の民の立場は、それを幾世紀にも渡って経験してきたユダヤ人が、最もよく理解できるはずである。イスラエルがパレスチナ国家の独立を拒否し続ける理由は、パレスチナ国家の建設と共に、イスラエルの利益と安全が大きく脅かされることになるからである。従って、パレスチナ人が平和な暮らしを営むことのできる永住の地を見い出すためには、イスラエルの安全も考慮したある程度の妥協も必要である。イスラエル国家の安全とパレスチナ国家の独立という二つの大きな前提が、今後の話し合いで重視されなければならない。

### B. パレスチナ国家の位置

現在のイスラエル国家を抹殺してその地にパレスチナ国家を築くという考えは捨てなければならない。今日考えられる最も現実的な境界線は、1967年の第三次中東戦争以前に存在した休戦ラインであろう。すなわち、東エルサレムを含むヨルダン川西岸と、地中海沿岸のガザ地区である。これは、当初の国連分割案よりも小さいものであるが、今日の人口分布の現状や社会組織を考慮すると、最も妥当なものと考えられる。ヨルダン川西岸とガザ地区は、イスラエルによって切り離された存在であるが、西ドイツと西ベルリンのように、何らかの取り決めで両地区を結ぶ陸路が保障されるのが理想的である。

問題の焦点となるヨルダン川西岸地域は、古代旧約聖書の時代には、サマリアとユダヤとして繁栄したユダヤ人にとっては由緒深い地域の一部であるが、ユダヤ人が西暦133年にこの地から追放されて

以来、おもにアラブ民族が住み着いてきた。そして、1947年の国連分割案では、この地域は、アラブ領を形成しており、第一次中東戦争では、イスラエルに占領されなかった部分である。その後、1950年4月に、この西岸地域はヨルダンに併合されることになり、1967年の第三次中東戦争でイスラエルに占領されるまでは、ヨルダン王国の一部を形成してきた。第三次中東戦争でイスラエルに占領されて以来、イスラエルの支配下にありながらも、アラブ的な性格は失っておらず、自治化への動きが見られる。

では、この西岸地区が、新しいパレスチナ国家の場所として最も妥当と考えられるのならば、なぜ第三次中東戦争でイスラエルに占領される前に、ここに独立国家が建設されなかつたのかという疑問が起きてくる。この答は、彼等の目的は、あくまでもパレスチナ全体を取り戻すことにある、西岸のみにパレスチナ国家を築くことは、イスラエルの存在を認め、パレスチナの大半をイスラエルに明け渡すことになると解釈されたからである。しかし、第四次中東戦争が失敗に終わると、アラブ諸国の見解は、次第に現実的になり、パレスチナ全土の一部でよいから、とにかく、パレスチナ人の独立国家を建設しようという考えに変わってきた。

### C. パレスチナ国家の国際的地位

ヨルダン川西岸とガザ地区を中心とした新しいパレスチナ国家が成立した場合、それ以後この地における紛争が再発するのを防ぐには、永久にその国境が侵されることのないような安全を保障する必要がある。これは、単に新パレスチナ国家の安全を保障するのみでなく、同時にイスラエルの安全も保障されるものでなくてはならない。従って、新国家とアラブ諸国との間の軍事提携は、イスラエルにとって受け入れることのできないものであるし、イスラエルと新国家との間の不可侵条約は、ほぼ無意味なものに等しい。そこで浮かび上がるのが、新パレスチナ国家の中立化という構想である。国際条約に基づく中立は、単なる非同盟とか中立主義とは異なり、多くの外交行為において、さまざまな義務を伴うものである。この最も典型とされるのがスイスの永世中立であるが、もっと実益的な形は、オーストリアのそれである。

こうした形の永世中立で最も基本となされるのは、列国による中立の保障である。すなわち、それは、超大国を始めとする主要国が、新国家の中立を尊重することを誓い、新国家が他国の侵略を受けてその中立性を失いそうになった場合には、その中立を確保するための援助を与えることを約束することである。それと同時に、新国家は、自衛の場合を除いては、武力の使用を一切しないことを誓う。さらに、他国と同盟を結んだり、交戦中の国の方を優先的に扱うことも禁じられる。また、新国家は、積極的にその中立を守る義務を有するので、ある程度の軍備も必要とされ、武装中立の形をとることになる<sup>(76)</sup>。この構想は、新国家の利益になるばかりではなく、イスラエルの安全も同時に保障し、イスラエルが、より容易に新国家を承認できるようにするものである。

ここで、ただ一つ懸念されることは、新しいパレスチナ国家が、ゲリラ活動の本拠になるのではないかということである。ゲリラはその定義から言っても国家の正規軍ではないので、新パレスチナ政府が、その活動を黙認するような形になれば、イスラエルは危険にされされることになる。ゲリラとかテログルーブというものは、国際的に処理することが極めて困難であるから、何らかの形で、新政

府がその対策を講じる国際的義務を負わなければならない。これは、イスラエル政府についても同様だが、かつてヨルダンが1970年から1971年に渡って展開したゲリラ掃討作戦のようなことを行う程の意志がないならば、国連を中心とした国際的監視が必要とされよう。

#### D. パレスチナ難民の問題

たとえ、東エルサレムを含むヨルダン川西岸とガザ地区から新国家が誕生したとしても、それでパレスチナ人に関する問題が、すべて解決される訳ではない。表2からも判るように、ヨルダン川西岸とガザ地区に住むパレスチナ人の数は、故郷を必要とするパレスチナ人全体の約3割で、残りは他の国に在住している。実質的な数については、PLOによる統計なので、やや誇張されているところがあるかも知れないが、日本の平均的な県一つ分の面積よりも小さな土地に、300万もの人間を一度に迎え入れるのは、経済的に不可能なことである。

しかし、この問題を考えるに当たって、これらのパレスチナ人のうち、難民キャンプなどで本当に難民生活をしているパレスチナ人と、他のアラブ社会に吸収されて経済的に自立しているパレスチナ人とを区別する必要がある。前者の場合は、新しいパレスチナ国家が、できる限り吸収するよう努力しなければならないが、後者の場合は、直ちにパレスチナの地へ戻らなければならぬことはない。従って、実際には、想像されるような混乱は、起きないものと考えられる。

すべてのパレスチナ人が、直ちにパレスチナの地に帰ることが不可能であったとしても、新国家の成立という事実が、国外に住むパレスチナ人に与える心理的影響は大きい。まず、何よりも好ましいことは、彼等は、国籍を持った人間になることができることである。今日、一部のパレスチナ人は、ヨルダンなどのパスポートを持っているが、それ以外のパレスチナ人には、大きな喜びと安心感を与えることになる。彼等は、これまで与えられることのなかった多くの外交的保護を受けることになり、将来、母国との交流を盛んにし、新国家の発展にも貢献することになる。そして、結局は、より多くのパレスチナ人がパレスチナの地に戻ることができるようになるのである。

このように、人口の問題に関しては、パレスチナ国家の建設と同時に、すべてが解決される訳ではないが、パレスチナ自身の努力次第で、どのような結果も生まれるものであると考えられる。この場合、パレスチナ人が、ユダヤ人のように、民族としての意識を高く持って新国家の発展に努めるか、政治的内部分裂などによる行き詰まり状態に陥ってしまうかによって、パレスチナの将来は、大きく決定されるものと考えられる。

#### E. 西岸とガザ地区のユダヤ人の扱い

ヨルダン川西岸とガザ地区がパレスチナ人の国家となれば、当然、そこには、少数派になるところ

表2：パレスチナ人の分布

国・地域名	パレスチナ人	%
ヨルダン	100	27.3
ヨルダン川西岸	75	20.5
ガザ地区	41.2	11.3
イスラエル	40	10.9
レバノン	40	10.9
シリア	20	5.5
クウェート	18	4.9
エジプト	3.5	1.0
サウジアラビア	2	0.5
イラク	1.8	0.5
リビア	1.5	0.4
湾岸諸国	1.5	0.4
ラテン・アメリカ	11	3.0
アメリカ	2.5	0.7
西ドイツ	1.5	0.4
その他	6.6	1.8
合計	366.1	

PLO調べ(1973年現在)『最近世界現勢』  
平凡社(1979)より

単位：万人

のユダヤ人が残されることになる。これらの人々が、一体どのような存在になるかということについては、必ずしも意見が一致していない。

新パレスチナ国家にユダヤ人が留まるのは好ましくないという意見は、ベイルートのカリディ教授の、次のような言葉に代表される。

「(ユダヤ人の) 存在は、総会決議194号に基づいて帰還することをイスラエルによって妨げられてきた難民（およびその支持者達）や、土地が足りなくてパレスチナ国家に住むことのできない難民達の格好の非難の的になるだろう。パレスチナ全土の77%も手に入れた上に、なぜそれ以上のパレスチナの地にイスラエル人が住み着きたがるのかを不思議に思わないパレスチナ人はいないだろう。(彼等が)引き続き住むということは、パレスチナ政府の権威と、住民全体を不安定なものにすることになる<sup>(77)</sup>。」

一方、もっと楽観的な見地から、アメリカの軍事関係者であるマクピーク大佐は、イスラエル国内にも相当数のアラブ人が生活しているという事実を見て、次のような見解を示している。

「どれだけのユダヤ人があとに残ってアラブの支配のもとに暮すことになるかは判らないが、もし、かなりの数がそうするとすれば、事態は、ちょうど、人質の交換か、あるいは、敵同士が同じ一つのグラスからワインを飲むという古代の習慣のようなものである。このような状態においては、それぞれが、自分の行動が相手に受け入れられるものであるよう努力するであろう。最も問題となるのは、それぞれの政府が、どの程度まで他国民を支配するかということである<sup>(78)</sup>。」

もし、このように、理論的に問題が解決できるのならば、二国間条約において、それぞれの民族の地位を保障し合うことができる。これに類似した身近な例では、日本に居住する大韓民国国民の法的地位を保障した「日韓法的地位協定」<sup>(79)</sup>があるし、地域的な自治に関しては、イタリア北部の南チロルに関するオーストリアとイタリアの間の取り決めなどの例がある<sup>(80)</sup>。このような手段で解決ができるのならば、最も理想的であると言えよう。

以上、第三者的な立場から、理想的であると思われる解決策を述べてみたが、現実は、どのような状態なのであろうか。最近の動きを見てみよう。

## VII. 現状と展望

今日のパレスチナ問題に関する論点を要約すると、次のようになる。

イスラエルは、1967年の六日戦争で占領したヨルダン川西岸とガザ地区を、あくまでもイスラエルの主権のもとに置き、そこに住むパレスチナ人には、おもに行政面における自治権のみを与える意志しか持たない。過去幾度かの中東戦争の勝利者であるイスラエルには、どのようなことがあってもこの主張を貫こうという固い決意と自信が見られる。

パレスチナ人を代表すると言われている PLO は、西岸とガザ地区を、パレスチナの独立国家として、イスラエルから切り離してしまうことを目的としている。これは、イスラエルの方針とは正反対の主張であると言ってよい。

この両者の中間的な考えが、エジプトやアメリカによって代表される現実的アプローチであり、そ

の構想は、とりあえずイスラエルの主張通り西岸とガザ地区は自治州にすることに合意しておいて、これを次第に独立国家へと発展させようというものである。

しかし、イスラエルは、この中間的な考えに同意することすら拒否し、今日では、西岸とガザ地区に、イスラエル主権の存在を既成事実として確立することに力を入れている。西岸には約69万2,000人の、ガザ地区には約45万8,000人のパレスチナ人が住んでいるが、イスラエル政府は、これら本来アラブの地と見なされる地域へ、ユダヤ人入植者を次々と送り込む政策を取っている。1979年7月の国連調査委員会の報告では、これらの地域には百を越える入植地があり、入植者の数は、8万人を上回るとされている<sup>(81)</sup>。また、西岸では、全体の27%の土地が、これらの目的などのために、パレスチナ住民から没収されている。西岸はヨルダンの一部を、ガザ地区はエジプトの一部を、イスラエルが1967年に占領したものであるから、1949年のジュネーヴ第4条約の適用の対象となり、これらのイスラエルによる行為は、同条約第3部の、占領地域における文民の保護の規定に違反したものである。このように、国際法に反してまでも主権を維持しようとするイスラエルの態度は、容易に動かすことのできないものであろう。

一方、PLOは、イスラエルとは相互の存在を否定する立場にあり、直接イスラエルと交渉ができないし、する意志もない。従って、その利益の追求は、おもに国連を通して行われることになっている<sup>(82)</sup>。最近では、イスラエルの占領地区入植を非難する安全保障理事会決議を繰り返し可決させることに成功しているし<sup>(83)</sup>、近い将来には、パレスチナ独立国家を認める決議を可決させようとする動きが見られる。

イスラエルおよびPLOのこれらの態度は、柔軟性に乏しく、パレスチナ問題の解決に接近するための現実性にも欠けている。1978年9月のキャンプ・デイヴィッドの合意書は、こうした楽観を許さない背景のもとで初めて誕生した国際的な合意として意味深い。9月の約2週間、メリーランド州のキャンプ・デイヴィッドに閉じ込もって苦しい会談を続けたベギン、サダト、カーターの三首脳は、遂に、中東に関する一連の平和的解決策に合意したと発表した。その内容は、西岸とガザの住民に、ごく限られた自治権を与えるだけのもので、PLOなどには、とうてい受け入れることのできないものであったが、現実的なパレスチナ問題解決への道には、イスラエルの参加と合意が不可欠なものであり、このキャンプ・デイヴィッドを中心とした交渉が、イスラエルの関与している唯一の国際的話し合いの場であるということから、この取り決めは、今後の話し合いの一つの基準になるとも考えられる。従って、ここでは、その内容をできるだけ詳しく記すことにしよう。以下は、合意書のパレスチナ問題に関する部分の内容である。

#### 〈前提〉

1. 中東和平の枠組は、国連安全保障理事会決議242号と338号を基礎とする。
2. エジプト・イスラエル以外の関係諸国も、今後の交渉に参加するものとする。

#### 〈西岸とガザ〉

西岸とガザについては、エジプト・イスラエル・ヨルダン・パレスチナ代表によって、次の3過程を経て交渉が進められるものとする。

1. a. 西岸とガザについては、最高5年の過渡的取り決めがなされる。b. これらの地域で自由な選挙の結果自治政府が成立すると同時に、イスラエルの軍事および民間統治機関は撤退する。c. これらの取り決めには、ヨルダン政府の参加を呼び掛ける。d. 住民自治の原則および関係諸国安全保障も深く考慮する。
2. a. 西岸とガザにおける自治体の選出方法は、エジプト・イスラエル・ヨルダン合意の上で決定する。b. エジプトとヨルダンの代表には、西岸とガザ地区のパレスチナ人および相互に合意した他のパレスチナ人を含むことができる。c. これらの者が、自治体の権限について決定する。d. イスラエル軍は撤退し、特定の守備位置に再配備される。d. 治安維持のための強力な警察を形成し、それにはヨルダン人も含まれてよい。また、イスラエル軍とヨルダン軍もパトロールに当たり、国境の警備も行う。
3. a. 西岸とガザに自治体が成立すると同時に、5年間の過渡期が始まる。b. 西岸とガザの最終的地位を決定する交渉は3年以内に開始され、5年以内には、ヨルダンとイスラエルの間に平和条約が結ばれる。c. この交渉は、エジプト・イスラエル・ヨルダンおよび西岸とガザの住民代表によって行われる。d. 交渉の結果については、西岸およびガザの住民の代表が判定を下す。

#### 〈難民〉

1. 過渡期には、エジプト・イスラエル・ヨルダンおよび自治体代表が、西岸およびガザから1967年に追放された者または亡命した者の帰還について、合意の上決定する。
2. エジプトおよびイスラエル、それに他の関心ある者は、難民問題の永久的解決のための努力をする。

以上のようなエジプトとイスラエルの歩み寄りは、それぞれの立場から次のように評価できる。

エジプトにとっては、キャンプ・ディヴィッドの延長としての1979年3月29日の「エジプト・イスラエル平和条約」<sup>(85)</sup>によって広大なシナイ半島を取り戻したということは、大きな収穫であった。また、これによって生じる他のアラブ諸国との不和は、アメリカとの接近によって補うことができるとしてもよい。

イスラエルの場合、対エジプト外交において最も重要視されるのは、両国間国境の防衛の問題であるから、エジプトとの平和の確立によって、それは、ほとんど解決されたと見てよい。従って、緩衝地帯として占領していたシナイ半島は、返還してもよいことになる。また、パレスチナ独立国家については、実質的には、何も譲歩したことになっていない。

一方、他のアラブ諸国にとっては、イスラエルとエジプトの平和条約の成立によって、中東における力のバランスが彼等の不利な方向へ大きく傾いたので、とうてい歓迎できるものではない。対エジプト防衛のために必要でなくなったイスラエル軍は、他のアラブ諸国に向けられることになるからである。

PLOの立場から見ると、もし、キャンプ・ディヴィッド合意書の内容がパレスチナに定着したものになってしまえば、彼等は、永久に故郷を失い、今日パレスチナ外に住んでいる者は、永久に故郷に帰れなくなってしまうことになる。よって、このような取り決めは当然ボイコットしなければならぬ

い。

しかし、西岸やガザ地区に住むパレスチナ人は、あまり多くのパレスチナ人が国外から押し寄せて来れば、当然その暮らしは苦しくなるので、必ずしも PLO と同じ意見を持っている訳ではない。ある西岸の稳健派の代表は、「もし、ヨルダンのフェイイン国王が話し合いに乗り出せば、我々も、キャンプ・デイヴィッドで合意された方向へ動くだろう。しかし、今そのようなことを公言すれば、PLO の報復を受けるだけである」と語っている<sup>(86)</sup>。このように、PLO と、西岸やガザの住民の間には、最も身近な利害関係において、意見の対立が目立つようになってきている。

今後の中東交渉における大きな難関は、キャンプ・デイヴィッド合意書をそれぞれ異なった意味に解釈しているエジプトとイスラエルが、いかにして合意に達するかということにある。たとえば、新しく結成される自治政府の形態にしても、イスラエルは、11人という小規模な、行政権のほんの一部しか持たない評議会にするという考え方であるのに対して<sup>(87)</sup>、エジプトは、80人から100人という、立法権を持つ大規模な議会にしたいという考え方を持っている。また、イスラエルは、キャンプ・デイヴィッド合意書の内容を、できるだけ狭い意味で最終的な形にして、西岸とガザを永久にイスラエルの一部にしようとしているのに対し、エジプトやアメリカは、これを契機に、独立したパレスチナ国家への足掛りを築こうとしている。

これにもまして、今日のパレスチナ問題で最大の矛盾と考えられることは、パレスチナ人の将来に関する話し合いが、イスラエルとエジプトの二国間でのみ行われていることである。しかも、それは、この二国間の国境問題を解決するための平和交渉の陰で、サダト大統領の道徳的義務を果たすための、二次的な存在とも見受けられる。もちろん、国境問題が解決した以上、今後は、パレスチナ人の問題を中心に対話が続くことになるのだが、もう一つの当事国であるヨルダンも、パレスチナ人を代表するとされている PLO も、話し合いには参加していない。その理由は、PLO は、その存在が認められていないということと、PLO 自体が柔軟性を欠くからであり、ヨルダンの場合、最終的には、再び西岸をヨルダンに併合しようという考え方で、現在の話し合いには応じられないからである<sup>(88)</sup>。

PLO は、現在の交渉が要求するだけの譲歩をすることができず、あくまでも PLO の政権下に置くことのできる独立したパレスチナ国家の建設を主張している。そして、これは、国際連合を通して達成するのが最も妥当であるというのが PLO の考え方である。確かに、現在の国連の構成を見れば、新パレスチナ国家の建設を支持する決議は、総会ではもちろんのこと、おそらく安全保障理事会でも可決することができるであろう。

しかし、ここに PLO の大きな誤算があるようと思われる。今日の国連では、圧倒的多数で決議を可決することのできる第三世界諸国を中心とした多数派には、実行能力が伴わないものである<sup>(89)</sup>。たとえば、国連総会は、1966年に、南アフリカの支配下にある南西アフリカを南アフリカから取り上げて、ナミビアと改名して、国連直轄地域にする決議を可決したが、それを南アフリカに強制する能力が無く、結局は、南アフリカの支配が続くことになった。その他、例は数多くあるが、国連で決定される事項の多くは、単なる理想であって、必ずしも現実的な結果を生み出すものではない。

PLO の掲げる理想を実現するには、国連で気勢を上げるよりは、まず、現実的な外交交渉を開始する必要がある。自分達の夢を大声で叫ぶ人間も必要だが、地味で現実的な交渉を、関係諸国とこつこつ続けることのできる人材も必要である。今日、PLO は、イスラエルやアメリカと直接話し合うことができないのであるから、媒介的な存在ともなり得る国を通して、これらの国との対話が可能になるよう努力すべきである。このような中間的存在の役割を果たすことのできる国は、PLO との関係も古く、アメリカなどに対しても発言力を持つ、稳健派のアラブ産油国が最適ではないかと考えられる。

#### 脚註 (FOOTNOTES)

- (1) 第二次世界大戦後直後には、ヨーロッパだけでも約4,000万の難民が存在し、その多くは、ユダヤ人であった。
- (2) 1947年のインドでは約1,500万の難民が生じ、1950年には、北朝鮮から南朝鮮へ、約500万人の難民が向ったと言われている。
- (3) "Convention Relating to the Status of Refugees", United Nations *Treaty Series*, Vol. 180, p.150 ff. 「難民の地位に関する条約」芹田健太郎編『国際人権条約資料集』有信堂高文社1979, pp76-83第1条(2)。日本は批准していない。
- (4) 難民と無国籍者とは同意語ではない。難民は必ずしも無国籍ではないし、無国籍者の全部が難民でもない。
- (5) 両大戦間の難民問題に関しては、以下参照。Jane P.C. Carey, "Some Aspects of Statelessness since World War I," *American Political Science Review*, Vol 40 (1946), pp.113-123 ; Paul Weiss, "The International Protection of Refugees," *American Journal of International Law*, Vol. 48 (1954), pp. 193-221 ; and George Ginsburg, "The Soviet Union and the Problem of Refugees and Displaced Persons, 1917-1956," *American Journal of International Law*, Vol. 51 (1957), pp.325-361.
- (6) 両大戦間に成立した難民に関する国際条約のおもなものは、次の通りである。  
"Agreement of May 12, 1926, concerning the Issue of Certificates to Russian and Armenian Refugees," League of Nations *Treaty Series*, Vol. 89, p.47 ff.; "Agreement of June 30, 1928, concerning the Legal Status of Russian and Armenian Refugees," League of Nations *Treaty Series*, Vol. 89, p.53 ff.; "Convention Relating to the International Status of Refugees," League of Nations *Treaty Series*, Vol. 159, p.199 ff.; "Provisional Agreement Concerning the Status of Refugees Coming from Germany," and Annex, League of Nations *Treaty Series*, Vol. 171, p.75 ff.; "Convention Concerning the Status of Refugees Coming from Germany," with Annex, League of Nations *Treaty Series*, Vol. 172, p.59 ff.; and "Additional Protocol to the Provisional Agreement and to the Convention Signed at Geneva, July 4, 1936, and February 10, 1938, respectively, relating to the Status of Refugees Coming from Germany," "League of Nations *Treaty Series*, Vol. 198, p.141 ff.
- (7) "Agreement Relating to the Issue of a Travel Document to Refugees," (London, October 15, 1946) United Nations *Treaty Series*, Vol. 11, p.73 ff.; and "The Constitution of the International Refugee Organization," (December 15, 1946) United Nations *Treaty Series*, Vol. 18, p.4 ff. などがそれである。
- (8) General Assembly Resolution 428 (V) December 14, 1950, "Statute of the Office of the United Nations High Commissioner's Office for Refugees".
- (9) *supra* note 3.
- (10) 「難民の地位に関する議定書」芹田p.83.
- (11) 1979年10月現在、条約または議定書のどちらかを批准している国の数は、78か国である。
- (12) General Assembly Resolution 3236 (1974), U.N. Doc. A/9631.
- (13) General Assembly Resolution 3376 (1975), U.N. Doc. A/10034.
- (14) 1964年にPLOによって採択され、1968年に修正された「パレスチナ国民憲章」には、パレスチナ人の定義は次のようにになっている。(1)1947年までパレスチナで正常な生活を営んでいたアラブ人およびその子孫で、現在パレスチナの中と外の両方に住む者。(2)シオニストの侵略開始以前にパレスチナで正常な生活を続けていたユダヤ人。
- (15) General Assembly Resolution 3236 (1974).
- (16) Report of the Committee on the Exercise of the Inalienable Rights of the Palestinian People, GAOR Vol. 31

- Supp. (No.35) p.5, U.N. Doc. A/31/35 (1976).
- (17) パレスチナ問題を歴史的に解説したのに、 笹川正博『パレスチナ』朝日新聞社、1974年がある。
- (18) マクマホン書簡の原文は、 George Antonius, *The Arab Awakening* (New York : Capricorn Books, 1965), pp.413-427 に見られる。
- (19) バルフォア宣言の原文は、 J.C.Hurewitz, ed., *Diplomacy in the Near and Middle East : A Documentary Record : 1914-1956* (Princeton, N.J.: D. Van Nostrand, 1956) II, pp.13-17 に見られる。
- (20) この項の簡単な歴史は、 Eric Rouleau, "The Palestinian Quest," *Foreign Affairs*, Vol. 53 (January 1975), pp.264-283 参照。
- (21) 国際連盟規約22条(4)には、「以前トルコ帝国に属した部族は、独立国として仮承認を受け得る発達の段階にあるが、その自立し得る時期に至るまでは、委任統治受任国の助言と援助を受けるものとする。この受任国の選定に関しては、おもに、当該部族の希望を考慮しなければならない。」とある。
- (22) この理由は、イギリスがパレスチナを委任統治領にするに当たって国際連盟との間に取り交したパレスチナ委任協定の中には、イギリスがユダヤ人に約束したバルフォア宣言の内容が含まれており、アラブとの約束は、完全に無視されていたからである。
- (23) この中でも最も有名なテロ事件は、現ベギン首相が率いたユダヤ人過激派イルグン・ツバイ・レウミの特攻隊による1946年7月のキング・デイヴィッド・ホテル爆破事件である。同ホテルには、イギリスの委任統治府と軍司令部があり、死者91人、負傷者100人以上を出した。
- (24) General Assembly Resolution 181, U.N. Doc. A/519, p.322 (1947).
- (25) U.N. Doc. A/AC 14/32 November 11, 1947, pars. 56 ff. 統計は、1946年12月31日現在のものである。
- (26) *Ibid.*
- (27) 分割案におけるユダヤ領の面積は14,100km<sup>2</sup>で、アラブ領の面積は11,100km<sup>2</sup>であった。
- (28) C. Sykes, *Crossroads to Israel* (1965), p. 393.
- (29) この時期における戦局は、J.Bell, *The Long War* (1969), p.80 ; Kimche, *A Clash of Destinies* (1960), p.82 ; A. Koestler, *Promise and Fulfilment* (1949), p.155 ; and Sykes, p.401 など参照。
- (30) Bell, p.166 ; Sykes, pp.403-404, 414.
- (31) Koestler, pp.160-161 ; and E. O'Ballance, *The Arab-Israeli War 1948* (1956), p.46.
- (32) Kimche, p. 122 ; O'Ballance, pp.49-52 ; and Sykes, pp.419-420.
- (33) Bell, p.113 ; Koestler, p.161 ; N. Lorch, *Edge of the Sword* (1961), p.111 ; and O'Ballance, pp.61-62.
- (34) D. Peretz, *Israel and the Palestinian Arabs* (1958), p.95.
- (35) H. Cattan, *Palestine and International Law* (1973), p.105 ; and Tomeh, "Legal Status of Arab Refugees," in Moore, ed., *The Arab-Israeli Conflict* (1974), p.679.
- (36) アラブ人のパレスチナ脱出が一時的なものであったという意見を代表するものに、F. Khouri, *The Arab-Israeli Dilemma* (1968), p.69 がある。
- (37) Bell, p.104 ; Khouri, p.123 ; and Sykes, p.415.
- (38) アラブ同盟の事務総長のアザーム・バシャなどがその代表的な例であった。Bell, p.118 ; and Sykes, p.416.
- (39) Bell, pp.105-106 ; and Sykes, pp.417-418.
- (40) "State of Israel Proclamation of Independence", in Laquer, ed., *The Israel-Arab Reader* (1971), p.127.
- (41) George Kirk, *The Middle East 1949-50* (1954), p.264 ; and Sykes, p.419.
- (42) Sykes, p.420 ; Kimche, p.227-228 ; and O'Ballance, pp.147, 172.
- (43) Bell, p.106.
- (44) Sykes, p.422. 今日イスラエルでは最大のアラブ人の都市であるナザレスがそのよい例であろう。
- (45) "Convention on the Status of Refugees", *supra* note 3.
- (46) "Geneva Convention on Protection of Civil Persons in Time of War", United Nations *Treaty Series*, Vol. 75 (1950), No. 973, pp.287-417 ; United States *Treaties and Other International Agreements*, Vol. 6, No. 3365, pp.3516-3695.
- (47) この点に関する検討は、Kurt R. Radley, "The Palestinian Refugees : The Right to Return in International

Law", *American Journal of International Law*, Vol. 72 (1978), pp.595-599 参照。

- (48) この点に関する新しい国際法の動きとして、内乱も国際的な性質のものにするという、「1949年のジュネーヴ諸条約に対する追加議定書（第2議定書）」がある。
- "Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the protection of victims of non-international armed conflicts (Protocol II)," June 8, 1977, *International Legal Materials*, Vol. 16 (1977), pp.1442-1449.
- (49) たとえば、「国際連合と国際政治」田中直吉・元川房三編著『現代国際関係論』東海大学出版会1980年第6章参照。
- (50) General Assembly Resolution 194 (1948), U.N. Doc. A/810.
- (51) Progress Report of the U.N. Mediator, GAOR Supp. (No.11), p.3. U.N. Doc. A/648 (1948).
- (52) パレスチナ・アラブ代表の Al-Ghouri は、1966年10月に国連総会でこの見解を明らかにした。U.N. Doc. A/SPC/SR(1966), p.501. また、PLO 代表も同様。U.N. Doc. A/SPC/SR(1973), p.882.
- (53) たとえば1957年のUNRWA Director の Henry Labouisse の見解がそれ。in Waines, *The Unholy War* (1971), pp.128-129.
- (54) Tomeh, p.687.
- (55) Peretz, pp.50-56 ; and E. Buehrig, *The U.N. and the Palestinian Refugees* (1971), p.15.
- (56) 1966年10月、国連総会特別政治委員会におけるパレスチナ・アラブ代表 Al-Ghouri の発言。U.N. Doc. A/SPC/SR(1966), p.501.
- (57) Peretz, p.41 ; and Khouri, p.127.
- (58) General Assembly Resolution 513, U.N. Doc. A/2119 (1951).
- (59) これらの決議については、Bleicher, "The Legal Significance of Re-Citation of General Assembly Resolutions", *American Journal of International Law*, Vol. 63 (1969), p.444 ff. 参照。
- (60) Rouleau, *supra* note 20, p.265.
- (61) レバノンの人口約300万のうち、イスラム教徒は約57%，キリスト教徒は約40%である。
- (62) GAOR 22, Special Political Committee (587th meeting) 257, U.N. Doc. A/SPC/SR(1967), p.587.
- (63) GAOR 23, Special Political Committee (620th meeting) 2 (Libya), U.N. Doc. A/SPC/SR(1968), p.620.
- (64) GAOR Supp. (No.30), 25. U.N. Doc. A/7630 (1969).
- (65) General Assembly Resolution 2672C (1970), GAOR Supp. (No.28) 36, U.N. Doc. A/8028 (1970).
- (66) General Assembly Resolution 2792D, U.N. Doc. A/8429 (1971) ; and General Assembly Resolution 2963E, U.N. Doc. A/8730 (1972).
- (67) General Assembly Resolution 3089D, U.N. Doc. A/9030 (1973).
- (68) SCOR 22, Res. & Dec. (1967), 8.
- (69) General Assembly Resolution 3236, U.N. Doc. A/9631 (1974).
- (70) General Assembly Resolution 3376, 10 November 1975, U.N. *Chronicle*, Vol. 12 (Dec. 1975), p.55.
- (71) たとえば、U.N. Doc A/PV 2296 (1974), p.66 (デンマーク), p.86 (ボリビア), p.91 (カナダ), pp.93-95 (西ドイツ) などがある。
- (72) たとえば、1975年11月10日の総会決議3376号は、賛成93、反対18、棄権27で可決された。
- (73) イスラエルは、討論に参加しなかった。
- (74) U.N. Doc. S/11940 (1976).
- (75) U.N. *Chronicle*, Vo. 13 (Feb. 1976), p.5.
- (76) 永世中立の条件については、広瀬孝文、ボレスラフ・A・ボーチェック「永世中立と国際連合—イスイスとオーストリアの国連外交の比較研究」岐阜教育大学紀要第3集1976年pp.30-31参照。
- (77) Walid Khalidi, "Thinking the Unthinkable : A Sovereign Palestinian State," *Foreign Affairs*, Vol. 56 (July 1978), p.708.
- (78) Merrill A. McPeak, "Israel : Borders and Security", *Foreign Affairs*, Vol. 54 (April 1976), p.434.
- (79) 芹田 pp.96-97.
- (80) Marjorie M. Whiteman, *Digest of International Law*, Vol. 3 (U.S. Dept. of State, 1964), pp.38-50.

- (81) Report of 10 July, 1979, of the Security Council Commission established under Resolution 446 (1979) S/13450 and Add. 1.  
この報告によると、入植地の数は、東エルサレム17、西岸62、ゴラン高原29、ガザ・シナイ半島25で、合計9,500人となっている。
- (82) PLO のアラファト議長は、国連を中心とした平和への道が最も望ましいと語っている。“An Interview with Arafat,” *Time* (April 9, 1979), p.39.
- (83) Security Council Resolution 452, 20 July 1979 および S/13827, 1 March, 1980.
- (84) “The Camp David Summit”, September 1978, U.S. Dept. of State Publication 8954, Near East and South Asian Series 88 ; reprinted in *International Legal Materials*, Vol. 17 (1978), pp.1463-1474.
- (85) “Treaty of Peace Between the Arab Republic of Egypt and the State of Israel”, Done at Washington, March 26, 1979, in *International Legal Materials*, Vol. 18 (1979), pp.362-366. また、『米国・中東・平和』アメリカ大使館国際交流局（1979）pp.25-31.
- (86) “Mission to the Middle East”, *Time* (Oct. 2, 1978), p.16.
- (87) 1980年1月に、イスラエルは、この小規模の評議会は、教育・住宅・社会福祉・宗教に関する行政権を有するが、公の土地・水源・治安維持・ユダヤ入植地・エネルギー・通貨などに関する権限は持たないものであるという見解を明らかにしている。“Another Impasse on Autonomy”, *Time* (Feb. 4, 1980), p.3. この態度は、1980年春においてもまだ変わっていない。
- (88) *Ibid.*
- (89) 国連における多数派と実行能力との関係は、田中・元川、第6章参照。